

## 子どもの権利条約 **Convention on the Rights of the Child** (抜粋)

(国連により 1989 年採択、1990 年に多数国批准で発効、日本は 1994 年に批准)

### < 第 1 条・子ども >

この条約の適用上、子どもとは 18 歳未満の全ての人間をいう。ただし、子どもに適用される法律の下で、18 歳未満で成年に達した場合はその限りではない。

### < 第 13 条・表現の自由 >

子どもは表現の自由についての権利をもつ。この権利には、口頭、手書き、印刷、芸術の形態または自ら選択する他のメディアにより、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報および理念を求め、受容し、伝える自由がふくまれる。

### < 第 17 条・マスメディアへのアクセス >

締約国はマスメディアの果たす重要な機能を認め、子どもが国の内外の多様な情報源からの情報および資料、とくに子どもの社会面、精神面、および道德面での福祉と心身の健康の促進を目的とした情報および資料にアクセスすることができることを確保する。この目的のために、締約国は次のことをする。

(a) マスメディアが、子どもにとって社会的および文化的に有益でありかつ第 29 条の精神に沿う情報および資料を普及するよう奨励する。

(b) 国の内外の多様な情報源および文化的にも多様な情報源からの情報と資料の作成、交換および普及における国際協力を奨励する。

(c) 子ども用書籍の作成および普及を奨励する。

(d) マスメディアが、少数者集団に属する子ども、または先住民族である子どもの言語上の必要性にとくに配慮するよう奨励する。

(e) 第 13 条および第 18 条の規定に留意して、子どもの福祉に有害な情報および資料から子どもを保護するための適切な指針の作成を奨励する。

第 29 条 教育の目的 / 第 18 条 親の第一義的養育責任と国の援助

(訳 F C T 市民のメディア・フォーラム)

ー 出典 : 『新版 Study Guide メディア・リテラシー[入門編]』(鈴木みどり編、リベルタ出版、2004) 資料編ー